第 1 回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和4年4月28日(木) 13:30~15:00		
場所	東大阪市上下水道局 水道庁舎 2 階 第 1 会議室		
出席者	<u>委員</u> 柗永会長、笠原副会長、小出委員、東野委員、松浦委員、覚道委員		
	梶原委員、廣木委員		
	理事者 (上下水道局)賀川、木邨、甲田、神谷、熊野、堀ノ内、亀井、		
	上山、吉村、小川		
	<u>庶務</u> (上下水道局)巽、佐藤、下別府		
次 第	1. 開会		
	2. 会議の公開及び傍聴者の入場		
	3. 議事		
	(案件)料金体系案のシミュレーション結果の提示について		
	4. 閉会		
配布資料	資料-1 出席者名簿		
	資料-2 料金体系案のシミュレーション結果の提示について		
	別紙 集計表		

2. 会議内容(要旨)

案 件	 主な意見・質問	回答等
料金体系案の シミュレーシ		っで集約するのか、13~20 mmと 25 mm
ョン結果の提示について	 一般家庭用では、13 mm、20 mmを採用していると聞いている。 水道管、配水池など、固定費は25 mmの方が多くかかるため、たまなの方が多くかかるため、たまな口径を採用しないように、推奨するべきではないか。 25 mmの方は、多くの水栓が利用できるし、水栓数が同じであれば、高い水圧で水道を利用することができる。 25 mmの方には、加入金を大目にはもらっているかもしれないが、毎月の水道料金が同じであるのは、不公平感があるのではないか。 本来、口径に応じて、固定的にかかる費用は、基本料金として乗せていくことになると思う。 	 一般的な家庭では、13 mmか 20 mmが多くなっている。二世帯住宅 や大きな住宅では 25 mmとなる。 水圧が確保できないという理由 から、13 mmでは 7 柱の水栓しか 使えない、20 mmでは 10 柱使えると決めている。25 mmでは 15 柱と決めている。 給水を引き込むときに、給水加入金というものが発生し、13 mmと 20 mmでは 143,000 円(税込)、25mmでは 275,000 円(税込)と、料金が異なる。 メーターにも期限があり、定期的に更新する必要がある。 メーターが大きくなれば、その経費は大きくなるため、ランニングコストもかかることになる。 ただ、25 mmの利用者のほとんどが生活用で、生活用の利用者間で、不公平感が生じないよう、13 mm~25 mmで集約する方針とさせていただいている。
	 25 mmのメーターが 13 mmや 20 mmと比べて、メンテナンスコストに大きな違いがないのであれば、実際に使用されている水の量で判断しても良いのではないか。 口径別のメンテナンスコストが分かるような資料があるか。 	 量水器の価格指数というものがあり、13 mmを 1 とした場合に、20 mmは 1.24 倍、25 mmは 1.51 倍となっている。40 mmではこれが 10.52 倍になり、200 mmでは450 倍になる。 13~25 mmについては、40 mm以上と比べて、口径間の差が小さいということで、13~25 mmについては、集約できるのではないかと考えている。

案 件	主な意見・質問	回答等
(続き)	<論点②:大口径利用者に対する配慮>	
	 量水器を交換するのに、どれくらいの費用が掛かるのか。交換の金額が大きくなく、件数も多くないのであれば、メーターを変えればよいのではないか。 皆さんの了承が必要であるが、みなし口径が不要なのではないか。 	・ (家事用の大口径利用者の件数は)40 mmで 605 件、50 mmで 70 件、となっている。 ・ 水道管から分岐した給水管は個人の持ち物になる。メーターは市の所有であるが、それ以外の給水装置は個人のものである。 ・ 40 mmから 20 mmに変える場合、水道管の工事もかかり、数十万円となる。
	 40 mmは大きいと思うが、もともとは工場か病院で、今はこれらとして使っておらず、家庭用として使っているということか。 	 もともと事業をされていて、廃業されて今は一般住宅として利用されている方もいる。 その他には、会社の寮や社宅、学生寮などで、40 mmで利用されている場合もある。
	 みなし口径を適用する場合、個人が水道局に申請するのか?それとも、水道局が使用水量を見て、判断するのか? 40mmでも大量に水を使用されていることもあるので、みなし口径が適用できることを、市から連絡するのが妥当である。 申請制度にして、大量使用者にみなし口径が適用されると、不公平感が生まれるので、留意いただきたい。 	みなし口径の基準となる水量を 含めて、申請制にするのかは、今 後検討していきたい。
	 <論点③:浴場用の水道料金を現行据え 	え置きとするかどうか>
	 いわゆる公衆浴場といわれるものである。 自治体(都道府県)によって、公衆浴場の値段は違うようで、公益性を担保するという視点で、公衆浴場の利用料を変えることができないのであれば、水道料金の値上げをすれば、負担増になることになる。 	

案 件	主な意見・質問	回答等
(続き)	 これから、少量使用者への負担を、広く薄くお願いしてもらうことになる。 今回の料金改定の趣旨は、少量使用者の方の原価割れを改善する、広く負担する、不公平を解消するということがあったと思う。 シミュレーションをする際には、このように改善されるということがあるような資料を作成いただきたい。 これらを理解していただくための材料になると思うので、それも含めて提示いただきたい。 	